

令和6年度 いじめ防止基本方針

天童市立第二中学校

【趣旨】

- 1 「いじめ防止対策推進法」に則り、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時に生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。また、教育目標「さとく うつくしく たくましく」の実現を目指す本校において、いじめが、関係する生徒及び保護者等に心身の重大な危機をもたらすものであることを鑑み、いじめの防止と対策に係る学校としての基本方針を定め、指導・対応を総合的かつ効果的に実施することを目的に本方針を定める。

【定義】

- 2 いじめとは、本校に在籍する生徒に対して、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、けんかやふざけ合いでも、好意で行った行為でも、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【基本方針】

- 3 いじめは、多くの生徒が当事者及び関係者として関わるとともに、被害者と加害者が入れ替わるなど、在籍する全ての生徒に関係する問題であることを踏まえ、生徒が安心して学校生活が送れるようにするために、以下の方針で指導・対応に臨む。

- (1) 教育目標「さとく うつくしく たくましく」を受け、他者を尊重しながら温かい心で接するとともに、自らを深く見つめ、内なる弱さを克服して成長・成熟する生徒を育てる。
- (2) 校則「心豊かな自主・自立の生活」の実現を目指す日常の取組を大事にし、生徒の成長する力を信頼し、生徒と協同していじめのない学校づくりにあたる。
- (3) 学校及び教職員は、学校において生徒の安全を確保する義務をもつ。また、いじめに係る問題が生徒指導上極めて重大な事案であるとの認識に立ち、日々生徒と向き合う存在としての職責の重大性を深く受け止めるとともに、子の教育について第一義的責任を有する保護者及び市教育委員会等の関係機関との連携を重視して指導・対応にあたる。
- (4) 保護者は、社会生活に不可欠な規範意識を養うなど、我が子がいじめを行うことのないよう必要な指導を毅然として行う。また、我が子がいじめを受けた時は、生徒を保護し、学校等と連携してその解決を進める。
- (5) 重大事態（いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、長期間の欠席を余儀なくされている疑いがあるなど）が認められるときは、市及び県教育委員会と連携し必要な支援を要請するとともに、保護者への報告や対応に関する協議を行い、調査や対応を総合的かつ迅速に実施する。

【生徒の責務】

- 4 生徒は、いじめを行ってはならない。また、いじめの未然防止と解決に向け一人一人が思慮・判断し、正しく行動するとともに、学年や学級、生徒会などの集団活動を通じていじめの未然防止と迅速な解決に向け努力しなければならない。

【関係機関との連携】

- 5 いじめ及びその疑いがある時は、市教育委員会に隨時報告・相談し、その指示・助言を生かして適切な対応を実現する。また、必要に応じて児童相談所、警察、市福祉担当課、市健康課、民生委員・児童委員、心理援助職等と緊密に連携し、必要な指導等で事態の改善を図る。

【組織】

- 6 学校に次の組織を置く。

(1) 名称は、「天童市立第二中学校いじめ防止対策委員会」と称する。

(2) 校長を委員長とし、次の委員で構成する。

A 校内委員会

①校内職員(教育相談委員会)

・校長（委員長）	・教頭	・生徒指導主事
・各学年主任	・養護教諭	・特別支援コーディネーター
・教育相談担当	・すこやかスクール相談員	

※必要に応じて、当該生徒の担任を加える

②校外関係者・スクールカウンセラー

※必要に応じて、PTA代表、学校評議員代表、人権擁護員等、市教委SSW、天童警察署生活安全課、児童相談所、市福祉担当課、市健康課など、市教委の助言を得て加えるものとする。構成員は柔軟に対応する

B 評価委員会 校長、教頭、生徒指導主事、学校評議員

- (3) 校内委員会は時間割の中に位置づけ毎週開催する。生徒の情報を共有し、指導や支援の体制、対応方針を決定する。
- (4) 2月頃に評価委員会を持ち、学校教育方針に基づく取り組み状況や、学校のいじめ防止等の取り組みについて検証を行う。
- (5) 委員長（校長）は、いじめの防止と対策に係る指導全般を統括するとともに、いじめに関する指導が効果的かつ適切に実施されるよう教職員に指示・指導する。
- (6) 生徒指導主事は、いじめの防止と対策に係る取り組みの実際を統括し、関係者間の連絡・調整及び指導にあたる。
- (7) 教頭は、委員長（校長）を補佐し、生徒指導主事を指導しながら、市教育委員会等関係機関との連絡・調整をはじめ、本委員会の運営及び指導・対応の円滑な遂行にあたる。
- (8) 各委員会は、会議においていじめの防止及び対策に係る取り組みについて意見を述べ、いじめの発生防止と指導充実を図る。
- (9) 教職員は、別紙「いじめ対応に係る全ての教職員の責務」により指導にあたる。

【指導・対応】

7 学校は、日常の教育活動を通して、いじめを発生させない指導を最重要課題として取り組む。また、いじめが疑われるような事態が生じた時は、校長を先頭に組織を挙げて指導・対応に臨むとともに、関係機関と連携しながら迅速で効果的な指導・対応策を講ずる。

(1) 未然防止のための指導について

①指導方針

- ア 生活指導においては、正義が通る学校・学級づくりに努めるとともに、いじめを許さない校風・雰囲気を醸成し、いじめのない学校づくりを推進する。
- イ 人権意識を高め、共生的な社会の一員として身につけるような働きかけを教育活動全般を通して行う。
- ウ 道徳科や学活などの時間に、実際の事例などを教材として活用し、ロールプレイするなど、体験的な学びの機会を設定する。
- エ 被害者、加害者、観衆、傍観者など、いじめ構造のそれぞれの視点から考える未然防止教育を道徳科、学活等で行う。
- オ 発達段階に応じて、法や学校いじめ防止基本方針について理解を深めるとともに、必要に応じ関係機関の方から法律の意味や役割について学ぶ機会を設ける。

②年間指導計画

学期	主な取組内容	主な担当者	備考
1	○学校経営の重点と生徒指導の関連確認 ○いじめを生まない健全な学年・学級集団作り（初発指導） ○道徳、学活、総合的な学習の時間を活用した未然防止（随時）	校長・全教職員 学級担任・学年担任 学級担任・学年担任	
2	○道徳、学活、総合的な学習の時間を活用した未然防止（随時）	学級担任・学年担任	
3	○道徳、学活、総合的な学習の時間を活用した未然防止（随時） ○次年度への引継ぎ	学級担任・学年担任 学年主任・生徒指導主事・教育相談担当者	

(2) 早期発見について

①指導方針

- ア 教職員は、生徒の言動に対する日常観察と信頼関係づくりに努め、小さな変化やその兆候を見逃さないよう感度を高めて生徒と接し、相手の心情を顧慮しない遊びや悪ふざけに対してはその場で行為を止める。また、相互に生徒やその諸環境に関する情報を密に交換し、実態を共有して指導に臨む。
- イ 定期的なアンケート調査や教育相談を通して、いじめの実態把握に努めるとともに、生徒及び保護者等がいじめを訴えやすい雰囲気と即時に対応する相談体制をつくる。
- ウ 生徒同士の人間関係を巡る軽微なトラブル（教育的課題等から特に配慮が必要な生徒を含む）においても、背景に潜むいじめの存在に注意して指導に臨む。
- エ 指導に困難さを抱える学級など高いリスクが予想される個人やグループについて

ては、いじめが発見されにくいことを踏まえ、当事者からの情報収集とともに、周囲の生徒等からの情報収集に努めるなど、いっそう注意深く対応する。

オ ネット上のいじめなど、個人情報の散逸や拡大が懸念される事案については、警察やプロバイダ等とも連携し、迅速に対応する。スマホ等の情報端末の使い方については、保護者と協力・連携しながら計画的に指導する。

②年間指導計画

学期	主な取組内容	主な担当者	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> *日常的な観察等による生徒理解と迅速な初期対応 ○生徒理解研修会① ■「HyperQU」による実態把握と対応① ◆いじめ防止対策委員会 生徒との対談 ○生活アンケート①の実施と指導・対応 ○第1回いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員 生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・全教職員 全教職員 いじめ防止対策委員 生徒指導主事・教育相談主任・学級担任・学年担任 全教職員 	
2	<ul style="list-style-type: none"> *日常的な観察等による深い生徒理解と迅速な初期対応 ○長期休業明けの生徒観察と指導・対応 ○生活アンケート②の実施と指導・対応 ■「HyperQU」による実態把握と対応② ○生徒理解研修会② ○生活アンケート③の実施と指導・対応 ○教育相談・二者面談による個別援助 ○第2回いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員 全教職員 生徒指導主事・教育相談主任・学級担任・学年担任 全教職員 特別支援教育コーディネーター・生徒指導主事他 生徒指導主事・教育相談主任・学級担任・学年担任 学級担任・学年担任・S C 全教職員 	
3	<ul style="list-style-type: none"> *日常的な観察等による深い生徒理解と迅速な初期対応 ○長期休業明けの生徒観察と指導・対応 ★学校評価による指導・対応の点検 ○生活アンケート④の実施と指導・対応 ○次年度への引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員 全教職員 校長・教頭 生徒指導主事・教育相談主任・学級担任・学年担任 学年主任・生徒指導主事・教育相談担当者 	

(3) いじめに対する措置

①指導方針

ア いじめの通報を受けた教職員は、直ちに学年主任や生徒指導主事等に報告する。また、特定の教職員で抱え込んだりせず、校内委員会や指導担当者等により組織

的に対応する。

イ いじめを受けた生徒と保護者的心情等に寄り添い、被害生徒を守り通す覚悟で丁寧な指導に努める。指導を進めるにあたっては、本人の意向や保護者の考え方を尊重しながら、健康な日常生活が送られるよう本人及び家族の支援と環境の調整を進める。

ウ 加害生徒に対しては、被害生徒及びその保護者に対する行為の謝罪はもちろんのこと、社会性の伸長等人格の成長を期して毅然と指導を行う。

エ 重大事態においては、関係者・機関等と連携し、迅速で効果的な指導と援助が実現するよう努める。

②いじめの通報を受けた時の対応の原則

ア いじめの被害を訴えた当事者やいじめの事実やその疑いを発見した生徒・保護者等から相談があった時、相談を受けた教職員は真摯に傾聴し、事実と心情を十分受け止める。また、通報した本人の安全等に十分配慮する。

イ 発見・通報を受けた教職員は、直ちに学年主任や生徒指導主事等に知らせ、必要に応じて担当者会を開くなどして、関係者が情報を共有し対応する。

ウ 委員等の関係者は、速やかに関係生徒等からの聞き取りを行うなど、いじめの事実の有無を確認する。

エ 詳細な事実確認を踏まえ、校長がいじめの有無を判断し対応について指示する。また、早急な対応が必要と認められる時には、校長（教頭）が直ちに市教育委員会に報告し、必要な指導を仰ぐ。

オ 生徒の生命、身体または財産等に重大な被害が生じるおそれがある時（疑いがある時も含む）は、警察へ通報するなど、適切に援助を求める。

③対応の実際

ア 生徒指導で対応すべき事態と判断する時

(ア) いじめられたとされる生徒に対しては、まず初めに、事実関係を丁寧に聴取する。その際、被害者に存する心の痛みを前提にし、かりにも本人側の原因追及など理不尽な対応はとらない。

保護者に対しては、家庭訪問や電話等で直接事実関係を伝えるとともに、被害者を守る姿勢や今後の指導・対応策、秘密の保持等を表明し、対応に対する協力を依頼し、連携して対応する。

安心して生活できる学校環境を作るため、加害生徒と関わる部分の生活環境を調整し、被害生徒が心を許せる友人や外部の専門家の協力を得るなど、短期・長期の目標を明確にして指導・援助にあたる。

(イ) いじめた生徒に対しては、事実関係の丁寧な聴取を行い、校内の関係者を中心としながら、必要に応じて外部の支援者と連携して指導し、再発防止を進める。指導に当たっては、いじめが人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす卑劣な行為であることを理解させ、自身の行為がもたらした被害の重大性と責任が十分自覚できるようにする。さらに、いじめ行為後も同じ生活空間等でともに生きる存在であることを踏まえ、健全な人間関係を育むことができるよう、開発的な視点での指導も同時に進行。

保護者に対しては、直ちに事実関係を伝えるとともに、子どもの教育において第一義的責任を負う使命と責任の重大性を伝え、共有し、被害者及びそ

の保護者への謝罪や賠償等に真摯に取り組むよう依頼し、連携して対応する。

- (ウ) いじめが起きた関係者や学級集団等に対しては、いじめが自分に関わる重大な問題であることを理解させ、いじめに同調したり、その存在を是認したり、見過ごしたりすることのないよう、発達段階や実態に応じて毅然と指導する。また、互いを尊重し、認め合える人間関係を構築し、新たないじめを生まない集団づくりやいじめを撲滅する学校集団づくりを推進する。

イ 重大事態（疑いがあると認められる時も含む）と判断する時

- (ア) いじめ被害者の人格や生命、財産、身体等が著しく侵害・毀損された場合を重大事態とし、上記ア「生徒指導で対応すべき事態」に加え、いっそう丁寧で毅然とした指導・対応を行う。
- (イ) 被害者を最優先に保護する視点に立ち、本人が安心して生活できる学校環境づくりのために、加害生徒との一時隔離、加害生徒への特別指導や出席停止措置、警察との連携等を視野に、いっそう丁寧で素早い指導を行う。
- (ウ) 重大事態では、県・市教育委員会、警察、児童相談所、市福祉担当等の関係機関との連携をいっそう密にし、各機関の特徴や得手を生かした指導・対応が実現するよう努める。
- (エ) 重大事態では、市教育委員会と連携・協議し、いじめの事実や背景等を調査する「調査委員会」を設置する。構成員は、「校内いじめ防止対策委員」を母体とし、公平性・中立性を確保するため、専門的知識や経験を有する第三者も参加する。調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者、設置者（天童市教育委員会）に対し提供する。

④関係機関との連携

ア 関係機関（県・市教育委員会、警察署、児童相談所、市子育て支援課、市民生児童委員、市主任児童委員、公民館、各地区区長・嘱託員 等）とは、日常から生徒の実態に関する情報を共有し、いじめの未然防止や発生時の迅速対応の実現に資する。

イ 学校（校長及び教員）は、関係機関と顔が見える関係づくりを推進する。

ウ 個人情報の保護（散逸防止）には、十分留意する。

【研修】

8 いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に対応する教職員の資質向上を目的とし、年1回以上研修の機会をもつ。

【評価】

9 いじめの防止対策に係る学校の取り組みについては、学校評価による自己評価及び学校関係者評価、各種アンケート調査等を通じて適切に評価し、方策を定めて改善に努める。

【付則】

10 この方針は、隨時改善を加え効果的な指導と対策が講じられるようにする。

11 この方針は、令和6年4月1日に改訂。

【別紙】 いじめ対応に係る全ての教職員の責務

■発見者（すべての教職員）

- いじめがもたらす被害・影響の重大性を理解し、効果的な指導を実現するために、キャッチした情報を、責任をもって「迅速かつ的確に」指導責任者（学年主任・学級担任）に通報する。
 - ・いじめの事実が確認されたか否かは問わない。
 - ・発見者自身は、察知した懸念や疑念等も指導責任者に伝える。
 - ・いじめ被害からの訴え、関係生徒からの情報、保護者や地域住民からの通報や情報提供については、「①誰が知らせたか、②被害者は誰なのか、③どんな被害を受けているか、④情報提供者の知りうる情報の詳細、⑤どんな解決を期待しているのか、⑥指導結果についての回答要望の有無 等」を、直ちに指導責任者に伝える。
 - ・伝える際の第一報は口頭でもよい。ただし、紙面（メモ）を残し指導責任者に伝えることで、情報の確実な伝達と指導の充実・検証等に生かせるようにする。

■学年主任・学級担任

- いじめに係る被害・加害双方の生徒の救済及び生活改善・向上のために、その指導全体について責任を負い、効果的な指導を実現する。
- 関係者に対し、指導の方針や経過、効果、指導の修正案等を積極的に発信し、学校としての指導が的確に実現するようにする。
 - ・学級担任は、学年主任に対し、直ちに情報を伝える。
 - ・学年主任は、生徒指導主事および教頭（校長）に対し、直ちに情報を伝える。
 - ・生徒の生命、財産等への影響や学校及び公教育の信頼毀損につながりかねない重大事案が懸念される際は、校長への直接の報告を躊躇しない。

■生徒指導主事

- 校長（教頭）の命を受け、いじめに係る校内の指導体制を統率し、関係者間の情報と行動の連携を推進する。また、校長（教頭）に対し、隨時情報を提供し、指導の充実を図る。
- 生徒全体に対する指導について、その中心となって推進する。
- 必要に応じて学校外の関係者と連携し、指導の充実を図る。

■教頭

- いじめに係る校内の指導体制及び指導の具体策について、校長の命を受け生徒指導主事および各学年主任等に対し指示・指導し、効果的な指導を実現する。
- 天童市教育委員会、天童警察署、児童相談所、市子育て支援課、主任児童委員、民生委員・児童委員等の関係者との連絡・調整に当たり、指導の充実を図る。
- 重大事案発生の際は、学校の窓口となり、メディア対応等に従事する。

■校長

- 学校の管理・監督者として、いじめ指導に係る学校の全ての責任と業務（生徒に対する指導の管理、保護者への指導要請に係る管理、市教育委員会との連携の管理等）を監督し遂行する。